

大阪市長 横山英幸殿
大阪府福祉部障害者施策部障害支援課殿

(経過と感じてきた思い並びに要望の主旨)

3月8日に妻が洗面所で転倒して、洗面台に胸部をぶつけて肋骨を骨折。息を吸うにも話すのも食べるのも痛くて、しかも脳性麻痺の障害特性(不随意運動)で、力のコントロールが旨くできないので、痛み⇒緊張⇒痛みと悪循環の状態が10日ほど続いた。骨折翌日から整形外科通院で電気治療と周辺のコリをほぐすマッサージ治療と鎮痛剤を処方され、胸にコルセットを巻いて日にち薬で耐える。

当然、その日から家事援助だけでなく、電動車椅子操作困難で、通院も相談支援事業所の手配で社協から手押しの車椅子を借りての通院介助、全面的な入浴介助が必要になった。我が家は夫婦二人とも障害福祉を継続利用しているので、直ちに居住区の大阪市■■■■区(以下「区」)や相談支援事業所との支援計画の見直し、支給量の変更の手続きを始めた。また、居宅支援事業所も即座に対応して体制を組んでくれた。妻がそれまで使っていた支給量は、月に家事援助40時間、通院介助(身体介護付き)18時間、身体介護15時間だったが、骨折翌日の3月9日から遡り支給、支給量を増やす方向で区役所担当者と話をした。しかし、大阪市(以下「市」)の場合は、支給量変更申請、変更の支援計画案の提出のあと、その計画案を区と本庁(障害支援課)が協議をして、市の協議内容を基に区の審査会に諮り支給量を決定するシステムになっている。今回のような緊急の場合でも、そのシステムは変わらない。そのため、区からは「3月27日の審査会で決定するので、待ってほしい」と言われた。しかし、市から区に協議内容が下りてきたのは審査会の翌日の3月28日である。区の審査会は月に1回開かれるだけで、その時点で区から「4月24日の審査会まで待ってほしい」と言われた。私から「支給量が決まらなければ安心して利用できないので、直ちに決定してほしい」と伝えたら、「これは市の協議内容(内定)ですが、月に家事援助36時間、通院介助(身体介護付き)33時間、身体介護27時間です」と伝えられた。「内定って、どういうこと?」と言うと、「決めるのは審査会ですから」という答えが返ってきた。「決定でないと、私たちも事業所も安心できませんよ」と伝えて矛を収める形にしたが、納得がいかないので市に問い合わせたが、「市としては、協議の上、区に降ろしているの、あとは区に聞いてほしい」の一手張りだった。その後、区にもう一度問い合わせたら、「審査会の先生にお願いをして承諾(内定)をもらった」と答えた。「お願いをするぐらいなら内定ではなく決定を出して下さい」と言う、「審査会の時点では市から区に協議内容が下りてこなかったの決定が出せなかった」とのことだった。

上記のやり取りがあり、市も区も責任逃れで、当事者の緊急に困っている、不安な気持ちに寄り添っていないと感じた。

要は、こういう緊急時の場合の支給量の変更は、区から市に上げて協議をするとか、審査会を通すとかのシステムに拘るのではなく、区が相談支援事業所と連携をして即座に対応してほしい。緊急時は区がケースワーカーとしての専門性を身に着けた職員を配置して、即座にアウトリーチをして現状把握の上、支給量変更決定の権限を持てるようにしてほしい。そうしないと当事者も不安だし、支援する居宅介護支援事業所も不安である。それと、骨折した翌日3月9日と支給量が決定した4月24日では、妻の容体も大きく違い、通院が減り、身体介護や家事援助を増やしたい状態に変わってきている。また計画を変更しないといけない状態になってきているのである。もっと言えば、こんな大変な時ぐらひは、気兼ねなく必要な時間を利用できるようにしてほしい。

知人から指摘された「特例介護給付費」が妻のような緊急時対応の場合は利用できるのか?を区の担当者と市の福祉局障害者施策部障害支援課に問い合わせた。いずれも「■■■■さんは該当しない」と答えた。「支援区分も決まっていない緊急のケースに限る」「総合支援法第30条で決まっている」という理由とのこと。納得がいかないので、再度区担当者に問い直すと、「緊急に支給量を増

やす場合でも、市と協議のうえ、市から降りてきた協議内容を、第三者機関の審査会に諮り、その上で区が決定を出すシステムは変わらない」と答えた。そしてこうも言った。「今回の場合は、担当相談員が手術を受けて、他の相談員が対応したので、たまたま市に上げる協議が遅れたので、間が悪かったね」と言った。そんな話は、相談支援事業所からも、担当相談支援専門員からも聞いていない話である。もし聞いていたとしても、相談支援事業所の責任にする区担当者の無責任さを感じた。本来、こういう場合は、緊急性を要するので区の職員が直接訪問(アウトリーチ)をして判断をして、敏速に区の段階で計画を出して、直ちに市に上げて協議をするべきである。それが公的責任というものではないのか。相談支援事業所のそういう事情を知っているなら尚更である。

「緊急時対応の場合は、区の段階で相談支援事業所と連携をして支給量を増やす決定を速やかに出せるようにしてほしい」と区担当者に伝えると、「もしそうできたとしても、翌月には市から支給量を削られると思う」との答えた。「そこは実態をつかんでいる区が頑張してほしい」というと、「多分削られる」と答えた。区の担当者は、市に協議書類を上げる事務作業をする窓口である。当事者が直接「困っている」と訴えているのだから、もっと実態を自ら掴むアウトリーチ等の努力をしてほしい。緊急を要するときに相談支援専門員からの計画案を待って、「上がってこないから仕方がない」では困る。年度替わり等で多忙なのはわかるが、理由にならないと思う。

緊急時の対応については、今後も必ず起こりうるので、大阪市として検討してほしい。妻の事例を単なる個別事例で終わらせたくない。大阪市としての公的責任が問われる問題でもある。同時に国としても「特例介護給付費」対象を広げるなどの検討をしてほしいと切に願う。

(大阪障連協 からの助言と大阪市からの回答)

特例介護給付費に関する省令に基づく取扱い要領が見つかりましたので添付します。

私の考えは以下の通りです。

114 ページ 「(1)支給決定前における緊急やむを得ないサービス利用等 支給決定障害者等が、支給申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う施設障害福祉サービスを受けたとき」の「支給申請をした日」については、当然「変更申請も含まれる」と考えます。

同ページ 「(1)対象となるサービス 支給申請に係る指定障害福祉サービス等(申請を行っていないものは対象とならない。)」については変更申請を行っているサービスとして居宅介護も当然に含まれると考えます。

このことを大阪市に問い合わせる。福祉局障害者施策部障害支援課の さんという方が応対して回答をして頂き、「 さんの場合は、総合支援法24条の支給量変更の対象なので、同30条の特例介護給付費の対象ではない。何故かと言えば、特例介護給付費は同20条①の申請には含まれていないから」という回答。「メールで回答が欲しい」と言ったところ、「決済を採らないといけないので時間が相当かかる」ということ。

再度大阪市に問い合わせる。『障害者総合支援法20条(申請)とは別に、同30条(特例介護給付費)一項を設けており、「申請をした日から当該支給決定の効力が生じた前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害者福祉サービス等を受けたとき」とあるので、 さんの場合は、すでに支給されているので、支給量変更の対象であって、特例介護給付費の対象ではない』という回答。

であるなら、繰り返すが、大阪市の緊急時の支給決定の対応をより敏速にするために、区役所担当者と相談支援専門員がアウトリーチをして、区の段階で判断して即座に支給決定を出すべきだと考える。支給量変更のプロセスは、変更申請の後→計画案→区から市に協議書提出→市の協議→市から区に協議内容通知→協議内容を審査会で承認→区で決定→受給者証交付が基本。

しかし、妻の場合は、遡り支給の「承諾(内定)」は出たが、結果的に決定までに1か月半かかっている。区からは、「市の協議内容は受け取っているので、審査会の先生にお願いをして承諾を得て、協議結果を伝えるが、決定ではない(正式ではない)」という形で伝えられた。つまり「承諾(内定)」を伝えられた。これでは妻も私も「決定ではない(正式ではない)」ので、本当に大丈夫なのか?と不安だった。当事者目線に立つ、寄り添う対応ではないと感じた。

区分ごとの支給基準を超える場合は、「非定型」ケースとして支給量変更のプロセスを踏まえるが、妻の場合は急を要する事態であり、そのようなケースに対応できるシステムの必要性を強く感じた。

(要望項目)

1. 緊急時の支給量決定は、区役所段階で敏速に対応して、決定できるシステムを検討してください。

(主旨:緊急時の場合の支給量の変更は、区から市に上げて協議をすとか、審査会を通すとか「非定型」や「支給変更」の従来のシステムに拘るのではなく、区が相談支援事業所と連携をして即座に対応してほしい。)

2. 緊急時は区にケースワーカーとしての専門性を身に着けた職員を配置して、相談支援事業所任せにせず、即座にアウトリーチをする等、現状把握の上、支給量変更決定の権限を持てるようにしてください。

(主旨:そうしないと当事者も不安だし、支援する居宅介護支援事業所も不安である。民間の相談支援事業所任せにしないでほしい。)

3. 緊急時は、支援計画に拘ることなく、状況の変化に応じて、その都度、支給変更しなくても柔軟に障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(主旨:骨折した翌日3月9日と支給量が決定した4月24日では、妻の容体も大きく違い、通院が減り、身体介護や家事援助を増やしたい状態に変わってきている。また計画を変更しないといけない状態になってきているのである。もっと言えば、こんな大変な時ぐらいいは、期間を決めてでも、気兼ねなく必要な時間を利用できるようにしてほしい。特に居宅介護利用者の場合は、そういう対応が求められる。)

4. 特例介護給付費を緊急時支給変更時にも利用できるように、利用対象を広げてください。

(既に障害福祉サービスを支給されている者が、緊急時で支給量を変更しないといけない場合、市の支給量決定システムの対応では、支給決定が遅くなるため、特例介護給付費を利用できるようにしてほしい。)

以上要望いたします。7月15日までに文章にて回答をお願いします。

2023年6月2日

大阪肢体障害者団体連絡協議会

会長 上野 眞治

事務局長 平山 裕一

事務局:〒

要望当事者

連絡先:〒